

センター設立 30 周年を迎えて

(一財) 都市農地活用支援センター 理事長 松田 紀子



令和 3 年 6 月に理事長に就任しました松田です。国土交通省や農林水産省での経験を活かし、微力ではありますが、都市農業振興と連携した都市農地の保全・活用という当センターの任務遂行に尽力したいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、当センターは本年 10 月 8 日に設立 30 周年を迎えました。この間、時代の波を乗り越え、当初の設立目標として掲げた 4 本柱（①調査研究事業、②相談事業、③普及・啓発事業、④研修事業）の活動を堅持することができたのは、出捐していただいた大都市圏の自治体、全国の JA、UR 都市機構をはじめとする関係者の皆様方の温かいご支援の賜物であり、心から感謝を申し上げたいと思います。

設立以来のあゆみを振り返ってみますと、大きく 3 つの時代区分ができ、現在新たな第 4 区分に移行しようとしていると言えます。

第一区分は、平成 3 年から 15 年間ほど、当時の大都市地域等での旺盛な住宅、宅地需要に対し都市農地の宅地化を促進するという社会的要請に応え、農住組合等による農住調和型の宅地供給を推進した期間です。中心となった事業は、国や自治体からの受託による基礎調査や農住組合設立支援調査でした。JA 全中や単位 JA の資産管理部門と連携し、全国の多くの地域で調査を実施しました。

第二区分は、大都市圏の住宅・宅地需要が沈静化する中で、都市農地に関する社会的ニーズが徐々に農地保全にシフトしつつあったものの、法的な整理がなされないまま、それまでの政策が継続されたその後のおよそ 10 年弱の期間です。公益法人改革が進められた時期でもあり、センターの役割や事業の在り方についての議論が行われ、平成 25 年 4 月には一般財団法人（移行法人）として、その目的も「都市農業振興と連携した都市農地の利用・保全」と、軸足を農地保全に置き新しいスタートを切ることになりました。

第三区分は、都市農地保全政策に転換する準備が進み、平成 27 年に都市農業振興基本法が制定され、続いて生産緑地法等改正、都市農地貸借法制定、税制度の改正がすすめられた 10 年弱の期間です。センターは、法制度検討に関する国等からの受託調査を行い、自らも制度提言、パブコメを公表すると共に、自治体政策支援室を設置し、自治体の取組を支援しました。また都市農地の多様な機能発揮に資する取組を支援する「アドバイザー派遣事業」を積極的に実施してきました。

さて、冒頭、新たな第 4 区分に移行しようとしていると申し上げました。

我が国の社会全体がアフターコロナ、人口減少、地球環境問題・SDGs 等の諸課題に直面し、国を挙げての対策が進められようとしている中、今後の都市農地問題を考える当センターの活動の視野もそれを踏まえたものとならなければなりません。

昨今、人々の価値観が変化し都市に暮らす人々が農的なものを評価し、様々な形で生活の中に取り入れようとする動きがみられる一方で、農政の側からも都市住民に農業への理解を促すことが求められています。両者をつなぐユニークな存在として当センターはこれからも役職員と共に頑張っていこうと思っています。

皆様方のご指導とご支援をよろしくお願いいたします。